

人工知能「しつぎおとうふ」くん(AIチャットボット)に聞いてみよう! 「住民問合せ対応サービス」の実証実験中



●問い合わせ 役場総合政策課 行革推進係 ☎096(293)3118

町ではAI(人工知能)を用いた「住民対応サービス」の実証実験を行っています。このサービスはパソコンやスマートフォンなどからの文字入力により、「しつぎおとうふ」くんが会話形式で応答し、関連するページ(町ホームページなど)に誘導することで、24時間必要な行政サービスの内容や手続きなどを案内するものです。利用者アンケートにもご協力ください。

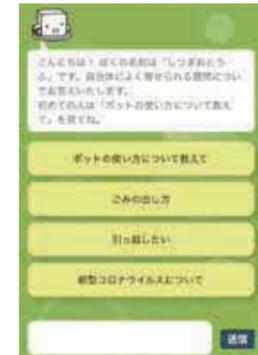
- 対象分野
子育て、住まい、ゴミ、健康・医療、戸籍、住民票、マイナンバー、国民年金、税、福祉・生活支援、学校・教育、高齢者・介護、防災、公共施設、交通、防犯、人権、議会、新型コロナ感染対策など

- 利用するには
URLまたは2次元バーコードからアクセスしてください。また、町ホームページからも利用できます。
URL: <https://ai-staff.net/ozu/chat/>

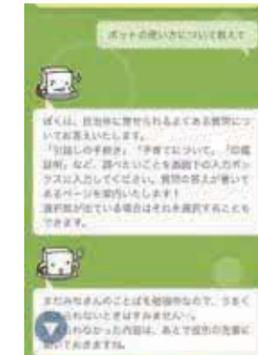


●実証実験期限 5月31日(月)

●利用方法



出典:三菱総合研究所および日本ビジネスシステムズ



出典:三菱総合研究所および日本ビジネスシステムズ

4月から

新型コロナウイルスワクチンの

接種が開始予定です。



●問い合わせ 役場新型コロナウイルス感染症対策室 ☎096(285)7787

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者を減らし、そのために必要な医療を確保し、感染拡大を防止することを目的に全国民を対象としたワクチン接種が始まります。

4月から段階的に接種を進める予定です。まずは、65歳以上の人に3月中旬以降にクーポン券を発行します。接種費用の自己負担はありません。

【接種スケジュール(予定)】

	3月中旬~	4月以降
65歳以上の人 高齢者施設の 従事者	クーポン券の発行	65歳以上の人の接種 高齢者施設の従事者
その他の 年齢の人		クーポン券の発行 疾患を持つ人 その他の人

※県は独自の政策で高齢者施設の従事者の接種を優先しています。
なお16歳以上の人が対象となります。

【感染予防について】

マスクの着用や小まめな手洗いなど感染予防策を徹底して「感染しない」、「感染させない」ことを意識しながら行動してください。
現在、町ではワクチン接種に向けた準備を進めています。ワクチン接種に向け、新型コロナウイルス感染症対策室を設置しました。今後ワクチン接種予約などのコールセンターの設置や予約システムを配信予定です。新しい情報が決まり次第広報やホームページでご案内します。

障害基礎年金当を受給しているひとり親家庭の皆さん

「児童扶養手当」が変わります

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510



① **手当額の算出方法の変更**
障害年金など(国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など)を受給しているひとり親の人について、児童扶養手当額と障害年金などの子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直されました。
※障害基礎年金以外の公的年金などを受給している人(障害基礎年金などは受給していない人)は、今回の改正後も調整する公的年金などの範囲に変更はありません。



② **所得の算定方法の変更**
児童扶養手当制度には、所得に応じて支給を制限する取り扱いがありますが、障害基礎年金などを受給している受給資格者の支給制限に関する所得に非課税的年金給付など(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれます。
● **手当を受給するための手続き**
障害年金などを受給しているひとり親の人で、既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人は、原則申請不要です。
※それ以外の人は、申請手続きが必要ですので相談ください。
● **支給開始月**
通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、障害年金受給により児童扶養手当を受給できなかった人のうち、3月1日に支給要件を満たしている人は、6月30日までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。

対面の接客などを伴う事業への補助金が新設

感染症防止対策にかかった経費を補助します

●問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115



大津町飲食店等衛生管理設備等導入補助金(拡充版)

幅広い業種において、感染を抑え込みつつ事業活動の継続・再開を促すため、感染症防止対策にかかった経費を補助する事業者の対象を拡充します。

- **対象者** (詳細は町ホームページをご確認ください)
町内に事業所を有し、**対面の接客など**を伴う事業を営んでいる個人または法人
【対象の例】
理美容店、施術所、塾、ピアノ教室、宿泊施設、不動産業など
※次の場合は対象外
・主に、社員などが事務を行うための施設(事務所やオフィス)
・国または県が実施する同趣旨の補助金などの対象となる店舗や施設

- **給付額**
かかった経費の4分の3を補助 1店舗上限10万円

- **申請期限** 3月25日(木)

- **対象経費**
2月5日以降に購入した感染症防止対策に係る経費(購入費や施工費など)
【例】マスク、アクリル板、消毒液、せっけん、非接触型体温計など
※対象外となる経費がありますので、詳しくは町ホームページを確認いただくか、事前に相談してください。

- **必要書類**
①申請書類一式(町ホームページから取得できます)
②町内で事業を営んでいることが確認できる書類(確定申告書類など)
③感染症防止対策に係る経費の領収証(支払った証明)
④感染症防止対策に係る経費の証拠写真(消耗品以外)
⑤通帳の写し(口座名義人の記載がある面)